

佐々町議会全員協議会報告（第1回）

1. 招集年月日 令和8年1月23日（金曜日） 午前10時00分
2. 招集場所 佐々町役場 3階 委員会室
3. 開 議 令和8年1月23日（金曜日） 午前9時58分

4. 出席議員（10名）

須藤 敏規 君	棚橋 優汰 君	黒田龍之介 君	井上智恵美 君	中川由美恵 君
山之内英樹 君	横田 博茂 君	永田 勝美 君	長谷川 忠 君	川副 剛 君

5. 説明のための出席者職氏名

町長	濱野 互 君	副町長	濱田 能久 君
教育長	富野 毅 君	総務理事兼庁舎建設室長	大平 弘明 君
総務課長	落合 健治 君	税財政課長	藤永 大治 君
住民福祉課長	松本 典子 君	企画商工課長	中道 隆介 君
企画商工課長補佐	山田 奈津子 君	企画商工課係長	前田 鉄兵 君
総務課主査	中倉 達也 君	住民福祉課主査	松田 和久 君

6. 職務のための出席者職氏名

議会事務局長	荒木 洋介 君	議会事務局書記	山下 愛 君
--------	---------	---------	--------

7. 会議に付した案件

- (1) 物価高騰重点支援地方交付金事業について（企画商工課）
- (2) 物価高対応子育て応援手当について（住民福祉課）
- (3) 次期衆議院選挙への対応について（総務課）
- (4) 令和8年度先進地視察研修テーマのアンケートについて
- (5) 議会中継の職員の名前表示について
- (6) その他

8. 審査の経過

（9時58分 開議）

— 開議 —

議 長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

衆議院選挙、知事選挙、県議補欠選挙、過去に類を見ないような忙しさで、トリプル選挙となっておりますが、執行部職員の皆さんも大変お忙しいとは思いますが、何とかチームワーク

でこの局面を乗り切っていただきたいと思います。

それでは、ただ今から全員協議会を開会いたします。

本日の出席議員は全員出席です。

町長がお見えですので、御挨拶をお願いします。

町長。

町 長（濱野 亙 君）

皆さん、おはようございます。

11日の消防出初式並びに17日の西九州自動車道建設促進大会には、御出席を賜りありがとうございました。11日の出初式には、高熱で何日間か休ませていただいて、やっと復活できた状態でございます。咳が若干残っておりますけど、御了承いただきたいというふうに思います。

本日は、物価高騰対策ということで、国及び県からの補助金をいただいて、その事業について、住民の皆様生活応援給付金という形で実施したいというふうに思っております。金額が固まりましたので、御説明のほうをさせていただきたいと思います。

それと、子育て応援手当につきまして、高校生程度まで、0歳児から18歳までの方に2万円給付するという事業についても説明をさせていただきたい。

それから、先ほど議長さんからありましたように、衆議院選挙が、本日解散予定でございます。2月8日に投開票という形になりますので、その予算について御説明させていただきたいというふうに思っております。

あとありますけども、どうぞ本日よろしくお祈りを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

これから本日の会議を開きます。

本日の案件は、（1）物価高騰重点支援地方交付金事業について、（2）物価高対応子育て応援手当について、（3）次期衆議院選挙への対応について、（4）令和8年度先進地視察研修テーマのアンケートについて、（5）議会中継の職員の名前表示について、（6）その他、以上、その他を含め6件の案件について、全員協議会を開催するという事で案内をしております。

なお、案件の4番目と5番目は、議会のみ案件ですのでお知らせしておきます。

—（1）物価高騰重点支援地方交付金事業について（企画商工課）—

議 長（川副 剛 君）

それでは、案件（1）物価高騰重点支援地方交付金事業についてを議題とします。

執行のほうから説明をお願いします。

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、企画商工課資料①を御覧下さい。

物価高騰重点支援地方交付金事業についてでございます。こちらのほう、国から通知がございました交付金の限度額につきましては、2億515万9,000円となっております。こちらの通知に基づきまして、3つの事業を現在準備しております。

また、交付金とは別に、県から商品券に対しての補助金がございます。こちらのほう1億

875万円を要望しているところでございます。

3つの事業の充当後の残額を給食費の無償化のほうに充当いたしまして、こちらの金額のほう一番最後に出ておりますが、この限度額の金額としております。

それぞれの事業につきましては、担当のほうから説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

企画商工課係長。

企画商工課係長（前田 鉄兵 君）

それでは、佐々町物価高対応生活応援商品券について説明させていただきます。

企画商工課資料②を御覧下さい。

こちらは、物価高騰の影響による町民の負担軽減のため商品券を配布するものです。

事業実施におきましては、商品券の作成、回収・換金、また、取扱い店舗の募集を商工会へ委託し、それ以外の商品券の発送や使用できる店舗をお知らせするチラシの発行を企画商工課で行います。

事業概要につきましては、75歳以上の方には一人当たり2万3,000円、それ以外の方には一人当たり2万円を4月1日時点で住民登録をされている方に配布し、事業規模につきましては、3億349万9,000円を計上しております。

また、スケジュールにつきましては、4月下旬に商品券を発送し、利用期間を5月上旬に使用開始し、9月末までと考えております。

続きまして、貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援金について説明いたします。

企画商工課資料③を御覧下さい。

こちらは、燃油価格高騰の影響を受けている貨物運送事業者を支援するものでございます。

事業概要につきましては、令和8年2月1日時点で、事業用として使用している車両を対象とし、周辺自治体に支給状況を考慮し、普通自動車1台当たり1万9,000円、小型自動車に9,000円を支給するように考えております。事業費は全体で151万5,000円を計上しております。

スケジュールにつきましては、3月上旬に募集を開始し、受付期限を7月末までと考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長補佐。

企画商工課長補佐（山田 奈津子 君）

それでは、企画商工課資料④を御覧下さい。

公共交通事業者持続化支援事業について御説明させていただきます。

まず、目的です。燃油価格高騰により運行の維持に影響を受けている松浦鉄道株式会社に対して、今回の国の重点支援地方交付金を活用しまして、沿線自治体で協調して支援を行うことと予定しております。

2番目の支援先は、松浦鉄道株式会社です。

次に、3番目、支援内容になります。

佐々町の支援額は108万2,000円となっております。こちらは、令和7年の燃油単価平均に使用見込み量を掛けまして、燃油高騰影響額を算出した額となっております。

4番目のその他ですけれども、令和7年度松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会におきまして、各構成員全部の自治体が今回の支援に同意して行うこととなっております。

次に、2枚目を見ていただきますと、こちらに、参考に詳細な支援内容を載せておりますが、各自治体の支援金額も参考にお見せしているところです。

説明は以上になります。

議 長（川副 剛 君）

ただ今説明が終わりました。

議員の皆さんから確認したいことがあればお受けいたします。

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

内容についていろいろ確認したいことがありましてお聞きしたいと思います。

ほかの市町村でも物価高騰対策ということでいろんなことをやっていますが、商品券にされた理由とか、もしその理由があるなら聞きたいの。

貨物自動車の前年度のデータがあるんですけど、大体、何事業者あるのかっていうのも、もし教えられる程度であれば教えてもらいたい。一応それだけとりあえず確認してもよろしいでしょうか。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

2点。

企画商工課係長。

企画商工課係長（前田 鉄兵 君）

順番が逆になってしまって申し訳ないんですけども、貨物運送事業者につきましては、今、5事業者を予定しております。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今回、商品券事業をするにあたって、ほかの事業のこともいろいろ検討して、各課で検討をしました。その中で、一番、この商品券が公平性が高いといいますか、全町民のほうに行き渡るといことで、今回、商品券事業にしたというところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。この商品券の話っていうのは、実際、どの段階でこういうふうになったのかなというのが気になって、先々週、商工会の新春交流会があった時に、商品券1万円配るとい話を聞いたものですから、それで今、1万円から2万円に変わっていて、ちょっと新しい情報が今回の資料で分かったんですけど、どの時点で商品券になったのかっていうのと、1万円から2万円に変わった理由ってあるのかなっていうのをちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

以上です。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

棚橋議員が言われます1万円という金額でございますが、先日の新春交流会のほうで、町長が1万円以上というふうなお話をしております。それから、こちらのほう、県の補助金の額が、それ以降に話が出てまいりまして、金額のほうをちょっと上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長補佐。

企画商工課長補佐（山田 奈津子 君）

どの時点で商品券についていうところですけども、12月の内閣府の決定、12月16日に、まず国から補正予算が通過したということで通知が来ております。それを受けまして、各課に検討を依頼しまして、令和8年1月6日の政策推進会議のほうで、商品券を行うということが決定しております。

以上です。

議長（川副 剛 君）
よろしいですね。
ほかございますか。
6番。

6番（山之内 英樹 君）

商品券のスケジュールに関してなんですけど、これが精一杯なのかっていうのがあるんですけど。というのは、新しく入学する子育て世代と進学する子育て世代の方たちの支援になる段階がいいんじゃないのかなというのがあったもので、スケジュール的には難しいんですけど、ちょっと確認です。

議長（川副 剛 君）
企画商工課係長。

企画商工課係長（前田 鉄兵 君）

御意見ありがとうございます。私たちもできるだけ早くできないかとちょっと検討したんですが、このスケジュール、商工会とも調整をさせていただいたんですけども、なかなか難しいということで、このスケジュールで予定を立てていただければと思います。

以上です。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

補足をさせていただきますけど、こちらのほうは、予算の通過後に商工会との委託契約を結びますが、商品券の印刷がやはり2か月ぐらいはかかるというふうに聞いております。

今、この3月とかっていう時期も、そういう印刷関係の事業も忙しい時期で、どうしてもやっぱり2か月ぐらいは印刷にはいただきたいということで、どうしてもこの時期になってしまうということでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。

ほかございますか。

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

商工会のほうで取扱いを依頼されるということで、取扱店舗が商品券を回収されて、それから現金化になって、取扱店のほうに入金されるまでの期間というのは、大体どれくらいなんですか。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

そちらのほうにつきましては、商工会に確認をしております。

大体、なるべく早く、早ければ1日、2日のほうで入金する、遅くても1週間以内というふうにはお伺いしております。

数が多かたりするときもありますので、その分前後することがございますが、できるだけ早く換金をする、入金をするっていうふうにして、商工会から伺っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。

ほかございますか。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

1月6日に政策会議で決めたって、今お話があったんですけども、町民全体に配るって観点からは、どういう各課から出たのか、ほかに意見があったのかですね。通常でしたら、水道料金の基本料の3か月ぐらいうち無償化とか、いろいろメニュー的には報道で見ているんですけども、これを選ばれたっていうのが、ほかのあれではどういうのがあったのかって、ちょっと聞きたいのと。

あと、商品券にして、この同じ生活応援で、年齢的に対象者を①②と2万円と2万3,000円になぜ分けられたのかと思ってですね。何か差があるのかなと、高齢者75歳以上には2万3,000円を配るとか、何か特段にそういうのがあったのかなって、ちょっと疑問に思ったものですから、2万円ではよかったんじゃないかなと思うものですから、私はですね。

もう1点は、資料①のほうに、財源の内訳が書いてあるんですよ、国からくるお金の。紐

づきで一般財源を投じてまでしないといけない事業なのかって、ちょっと疑問に思ったものですから。この一般財源の1,100万円ほどはどの分かというのを聞きたいわけです。本来なら交付金の中で全部仕上げるのが普通ですね、この選挙目当てか分からないですけど、配るっていうことは私はあまり好きじゃないものですから。できたら交付金の中で、一般財源を持ち出さないようにできなかったのかなと思うのがあるものですから、3点ほどちょっと聞いておきたいなと思います。

議 長（川副 剛 君）

3点。
町長。

町 長（濱野 亙 君）

2万円と2万3,000円の差についてですけども、今回、あとで説明します、子育て応援手当というのがございます。子どもさんばかりということで、高齢者の方の不満が大きいという話も聞いておまして、東彼杵郡のどこの町だったか、そこも高齢者対策として増額、75歳以上について増額したいというようなお話を聞いて、では、うちのほうも今回、敬老年金のほうの復活が難しい状況でしたので、若干、3,000円だけ上乘せをさせていただきたいということで、これは私がお願いをした状況でございます。

ほかの内容については、今、副議長のほうからお話がありましたように、水道料金についてもやはりありましたけども、町内の経済活性化、経済対策という部分で、この商品券のほうが良いかと。あとプレミアムについては、やはりお金持ちの方がたくさん購入されたりとかするので、やはり全町民に対してお配りしたほうがいいんじゃないかというような議論のもと、こういう形、お一人2万円、それから、高齢者については3,000円のプラスというような形にさせていただければというふうに思っております。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

3点目の一般財源の話でございますけれども、資料①の分になります。

この商品券事業につきましては、先ほど説明がありましており、繰越事業になります。あくまでもこれは予算額ではございますので、執行率もあります。まずもって、また、4月1日の人口というのも、まだ今の時点では分かりませんので、あくまでも予算額が、今計上をさせていただいている事業費3億349万9,000円というふうになっております。そこから、大体これぐらいの、最低でもこれぐらいの執行率だろうというところで、臨時交付金を充てまして、一般財源をもって繰越しをすると。ですので、先にこの商品券事業に全額臨時交付金を充てて、繰り越した結果、使わなかった、執行率で使わなかったってなったときに、その臨時交付金を使えることができませんので、臨時交付金をまるまるいただくために、この執行率を見込んで充当を考えているというところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、前の令和6年度ですかね、あって、96%ぐらいが交付金の執行率になっていたように思うんですけども、この一般財源については、満杯交付金を使うという考えから、繰り越した場合は使わないというお考えであるということになるわけですかね。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

はい、想定どおり、例えば97%程度の執行率だった場合は、仮にきれいに執行率が97%見込んで、執行率が97%だったとすれば、この一般財源の1,113万7,000円は使用しないということになります。あくまでも、今の時点では97%程度が最低でも執行率ではないかというところで見込んでおるというところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

もう1点ですね。貨物運送事業者の云々の支援金ですね、これは3回目じゃないかと思うんですけど、前も何回かやったんですけども、この5業者にとってするっていう考えは、どうして決められたのかなって思って。同じ事業者に、商店街の店に出すとか考えられずに、この事業者に出したっていうのは、もう3回目になるものですから、特定の事業者じゃないかなと私は思うものですから。そこら辺、決められた理由はなんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今回の貨物運送事業者燃油価格高騰対策事業でございますが、こちらのほう、昨今、貨物事業者の事業、運転手の不足とかそういうこともあって、厳しいということもございまして、そういう業界のほうからの要望もございまして、今回事業としてあげております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

4問目ですけど。要望があったところは、組み入れていくっていうお考えがあられるんですかね。農業者とかいろいろほかの業者もいっぱいあるものですから、もう3回目なものですから、思うだけですけど。

もう1点、町長が言われた、高齢者の不満があるっていうことは、各町内会からいろいろ出ておったということでしょうか。それとも、もう1点言われた、年金制度が難しいとか云々で、何ならこのお金を使って政策を実現しようというお考えが加味されたということなんですか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 亙 君）
個別に高齢者の方に聞いたわけじゃなくて、御意見として賜っているという状況でございます。子どもばっかりの政策だというようなお話があったものですから、この際、差をつけさせていただこうということで、75歳という制限はつきますけども、そういうふう考えた次第でございます。

今回の政策実現ということではなくて、そういう不満があられるのは前からございましたので、今回3,000円でも、もうちょっと多くでもって思ったんですけど、あまり多くするのもどうかということで、3,000円にさせていただいたという状況でございます。

議 長（川副 剛 君）
貨物事業者だけでなく、農業事業者とかも拡充できないかという須藤議員の。
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）
いや、いいですよ。
要するに、政策会議で決められたってことです。皆さんがそういう知恵を出して、これって決められたから。あとは中身だけ聞いておけば、私は。

議 長（川副 剛 君）
よろしいですか。
ほかございますか。
8 番。

8 番（永田 勝美 君）
1点なんですけども、長崎市が物価高対策については、現金給付をするという判断にされたというふうに聞いておりましたけども。
商品券事業の場合は、要するに手数料がかかるということとか、商工会に御負担をかけるということもありますし、スピード的にもどうかというようなことを考えますと、現金のほうがいいんじゃないかという声もあるわけですけども、そのあたりについては、商品券をあえて選ばれたということについては、商品券の中身については、1枚当たり500円の券面ということなので、非常に使い勝手はいい内容になっているかと思うんですけど、現金じゃなくて商品券にしたというところについて、特に御意見があれば伺っておきたいなと思っております。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 亙 君）
現金でお配りしますと、町内の業者さんで使われないケースが増えてくるということで、町内業者育成という観点からも、今まで住民の方から不満はさほどございません。それぞれに地域通貨とかポイント制でお渡しされているところも、即お渡しができるということでもありますけども、佐々町の場合はそういうのが現在ございませんので、一番、住民の方から感謝をされている応援商品券のほうが一番ふさわしいのではないかとこのようにさせていただいた次第で

ございます。

議長（川副 剛 君）
8番。

8番（永田 勝美 君）

それは分かりました。要するに現金でない場合という、要するに、それについて貯蓄に回るとかいろんなことがあるんでしょうけど、あえてというか、現金にしたときのデメリットと
いうのかな、メリット・デメリットという点ではどうなんですかね。検討されていることがあれば、皆さんのところでどういう御意見が出たのかっていうことを聞いておきたいなというふうに思いますが、どうなんですか。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

永田議員おっしゃられるとおり、現金だと貯蓄に回ったりとかっていうことも考えられるということも一つのデメリットかと思われまして、今回、商品券事業に関しまして、県からの補助もございますので、その分多く、交付金といいますか、財源が増えますので、今回商品券にしたというのが一つの理由になります。
以上です。

議長（川副 剛 君）
8番。

8番（永田 勝美 君）

ごめんなさい、確認ですが、要するに商品券にしないと県の補助金というのがもらえないということなんですかね。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

はい、そのとおりでございます。

議長（川副 剛 君）
8番。

8番（永田 勝美 君）

分かりました。

議長（川副 剛 君）
よろしいですね。
ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで確認を終わります。
質疑については、臨時会の中でお願いしたいと思います。

—（2）物価高対応子育て応援手当について（住民福祉課）—

議 長（川副 剛 君）

次に、案件（2）物価高対応子育て応援手当についてを議題とします。
執行のほうから説明をお願いします。
住民福祉課主査。

住民福祉課主査（松田 和久 君）

それでは、物価高対応子育て応援手当について説明させていただきます。
住民福祉課資料をお願いいたします。

物価高対応子育て応援手当について説明させていただきます。

1、目的ですが、物価高の影響が長期化する中で、令和7年11月20日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策におきまして、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもたち一人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが決定されたことを踏まえ、本町におきましても子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当を支給するものでございます。

2番、支給対象者につきましては、①番から⑤番までありますので、こちら説明させていただきます。

①令和7年9月分の児童手当を本町から受給された方。②令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した新生児分の児童手当の出生に係る認定の申請を本町で行われた方。③令和7年9月30日時点で、児童手当の受給者であり、本町に住居登録がある公務員の方。④令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した新生児分の児童手当の出生に係る認定申請を行った方で、本町に住居登録がある公務員の方。⑤児童手当の受給者の配偶者であって、令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚され、新たに児童手当の受給者になった方で、本町に住居登録がある方。以上、5種類の対象者がいらっしゃいます。

3番、支給額につきましては、先ほど御説明したところで、0歳から高校3年生までの子どもということで、18歳以下の児童一人当たり2万円になっております。

4番、スケジュールですが、令和8年2月上旬にシステムセットアップと支給要綱の制定を行う予定です。令和8年2月上旬から中旬に、町の公式ホームページ及び公式のラインに掲載予定にしております。広報紙につきましては、現時点では3月の広報に掲載予定でございます。令和8年2月上旬から中旬に、対象者の方へ案内を送付する予定です。こちらプッシュ型の案内になりますので、先ほど御説明した、支給対象者の①の令和7年9月分の児童手当を本町から受給した方につきましては、ここに該当される方になります。令和8年2月下旬から支給を開始する予定にしております。令和8年4月末までが、一応、現時点では予定にしておりますが、申請対象者の申請期限となっております。こちら申請対象者というのは、公務員の方で申請が必要な方を指します。

5番、予算額につきましては、事業費、こちらが支給額の分になりますが、5,700万円になっております。一応、対象者の内訳ですが、9月児童手当を受給されている児童の方が2,236名、1月から3月出生見込みの方、一応、月当たり10人というところで算出させていただいて

おりまして、30名、そして、公務員の児童の方が575名で、離婚等で対象者になられる方が9名、一応こちら確定ではないんですけども、そういうふうに見込んで計上しております。

事務費につきましては、システムセットアップと郵送料等がございますので、そちらの合計が185万9,000円となっております。

事業費・事務費の合計予算額につきましては、5,885万9,000円となっております。こちら国の補助が10分の10つきますので、全額国補助となっております。

こちら繰越額につきましては、1,216万4,000円となっております。こちら事業費が1,210万円、事務費につきましては6万4,000円、こちらの金額につきましては、公務員及び新生児分となっております。

説明は以上になります。

議 長（川副 剛 君）

ただ今説明が終わりました。

議員の皆さんから確認したいことがありましたらお受けいたします。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

支給対象者のこの文章の中で、本町に住民登録がある公務員という文言が入っていて、いわゆる公務員とそれ以外の人たちっていうのは扱いが違うのかというのがちょっと気になったのですけれども、その考え方っていうのはどういうことなのかですね。要するに違うんだろなというふうに思うんですけども、どういうことで違うのかっていうことを一つは聞きたいということが1つと。

それから、支給対象者がいわゆる保護者というか、子育てをしている方が支給対象者っていうふうになっている、要するに子どもさん本人は支給対象者ではないという考え方なのか、そのあたりのところをちょっと、考え方のことだけ説明していただけますか。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課主査。

住民福祉課主査（松田 和久 君）

今の御確認でありましたとおり、公務員の方につきましては、基本的に児童手当は職場のほうから支給されている状態になっております。なので、公務員以外の方は町から支給になっておりますので、こちらはプッシュ型で対応はできるんですけども、公務員の方につきましては、町で情報がないものになりますので、申請をいただいて支給するような流れになっております。

すみません、こちらちょっとスケジュールのところでも漏れておりました。公務員の方につきましては、申請がございますので、申請期間を設ける予定にしております。

プッシュ型が2月下旬に支給する予定にしておりますので、現時点で言えば翌週あたり、なので申請があってから支給するようになりますので、3月の上旬を現時点では想定しております。

申請がございますので、毎週ごとに締めていきまして、毎週支給を今検討しているところがございます。

2つ目の確認でありました、児童一人当たり2万円とはなっているんですけども、支給対象者につきましては、その受給者になりますので、児童につきましては、見方としましては、算定児童数というふうになりますので、受給者に支給するような流れになっております。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

お答えいただいたのは少し違うんですけど、内容は、なぜ公務員だけ違うのかと、公務員が本町に登録がある公務員となっていて、公務員は別扱いってなっているのはなぜかと。

法律の立て付けがどういうふうになっているのかということを知りたいんですよ。要するに、公務員と一般住民を区別するのはなぜかと。要するに、これまでも児童手当を申請している、公務員を申請しているからっていうお答えだったんだけど、そうじゃなくて、なぜ申請しなきゃなんないのかと、公務員の場合は。公務員っていてもいろいろあるじゃないですか、自衛官の方もおられるし、県や国の職員もおられるし、だから公務員というふうになぜ取り出してそういうふうになっているのかという理由、分かりますか、立て付けはどういうことなんですかと、法律上の立て付けはどういうふうになっているんですかって、考え方を聞きたいというのが一つ。

それから、もう一つは、児童手当の受給者というふうになっているのは、要するにその保護者でしょ、基本的には、まあ「等」というふうになるんだろうけども、保護者等ということで、子どもさんが直接受給者ではないのはなぜかということも聞きたい。

本来、子育て支援って、応援手当だから、子育てに応援するんだと、考え方だから、でも、本来受け取るべきは子どもさんではないのかと。それを親が代わって受け取るという考え方じゃないのかなというふうに私は思うんですけども、そのあたりの考え方っていうのはどういうふうになっているのかというのを確認しておきたいということだけです。

議 長（川副 剛 君）

しばらく休憩します。

（10時36分 休憩）

（10時37分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課主査。

住民福祉課主査（松田 和久 君）

御説明させていただきます。

一応、公務員と佐々町から支給している分というのにつきましては、町から支給している分につきましては、公務員以外の民間の方に佐々町から支給しているところです。公務員の方につきましては、県の職員であれば、県庁のほうから支給されております。佐々町の職員であれば、佐々町の総務課のほうから今支給されているような状況でして、国家公務員の方はもちろん、自衛隊の方とかも御職場から児童手当が今支給されているような状況になっております。

公務員の方を分けたところは、公務員の方、職場から児童手当を受給されている方につきましては、町のほうに情報がございませんので、申請をしていただくような流れになっております。こちら、こども家庭庁のほうから所属長に直接、こういうふうな申請書を住民登録があるところに出してくれというふうな話になっておりますので、そういった形で申請をしていただくような内容になっております。

2点目につきましては、こちらが子育て世帯を支援するといったところになりますので、子

どもあてというよりは、子育て世帯、つまりは児童手当の受給者の方に向けての手当になっております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

まあ、分かりました。

議 長（川副 剛 君）

ほかございませんか。

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

先ほどの永田議員の御確認のところが、私も本当にちょっと分からなくて、お聞きしたかったんですけど、ちょっと重ねてにはなってくるんですけど、さっきの御解答だと、対象者は保護者の方になってくるということは、例えば、公務員の方で旦那さんだけ単身赴任で佐々町に住民票を移しておいてってなると、佐々町でこれをもらえるっていうことですよ。でも、子どもたちとか奥様は別の市町村とか県外にいらっしゃるとなると、子どもが対象ならダブってもらうことはないと思うんですけど、保護者を対象者にしちゃうと、むこうの市区町村がどういう補助をされるか分からないので、結局、向こうでは向こうでもらって、こっちもこっちでもらってみたいなのが起るんじゃないかなって思ったんですけど、その辺は何かうまいこと、他市とか県外のほうとかとも、この方はこっちでもらっているからもうもらえないよみたいなものっていうのは分かるようになっていっているんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課主査。

住民福祉課主査（松田 和久 君）

今御指摘のとおり、一応、今おっしゃられた分については、おそらく単身赴任で、佐々町にお父さんの住所があって、お母さんとお子さんは違う市町村にあってっていう場合は、児童手当の受給者は、公務員の方であれば、別居監護というところで、お父さんが受給しているような状況になります。

今回の公務員と分けているところで、申請をしていただくようになりますので、その際に所属長の証明が必要になってきます。なので、佐々町で申請を出されるときは、所属長から、この方が児童手当の受給者ですよというところでの証明をもらって申請をしていただくような形になりますので、お母さんとお子さんだけが違う市町村にいた場合に、その方が児童手当の受給者でなければ、そこは支給対象外になりますので、そういう場合の二重支給はないものと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。

ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで確認を終わります。

—（3）次期衆議院選挙への対応について（総務課）—

議 長（川副 剛 君）

次に、案件（3）次期衆議院選挙への対応についてを議題とします。

執行のほうから説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

次期衆議院選挙への対応について、口頭で御報告をさせていただきます。

本日、1月23日の通常国会冒頭で衆議院が解散され、令和8年1月27日公示、令和8年2月8日投開票の日程で、衆議院議員総選挙が執行される見込みであることから、選挙執行に係るポスター掲示場の借上料など、1,022万7,000円の補正予算を本日付けで専決処分させていただきます。

この件に関しましては、次の議会本会議で改めて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

ただ今説明が終わりました。

議員の皆さんから確認したいことがありましたらお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

大丈夫ですかね。

それでは、これで確認を終わります。

次の案件からは議会のみの案件になります。

執行の皆さんがおられますので、その他で全体的に何か確認がありましたらお受けしたいと思いますが。

議員の皆さんからはよろしいですか。

（「なし。」の声あり）

それでは、執行の皆さんはこれで退席していただいて結構です。

しばらく休憩します。

（10時43分 休憩）

（10時58分 再開）